

88 投稿

要介護高齢者の介護サービス利用の 阻害をめぐる研究動向と課題

—研究論文統計調査—

タカギ ツヨシ
高木 剛*

目的 本研究は高齢者の虐待・判断能力・意思決定などそれぞれ個別の研究テーマで共通して指摘されている、介護の阻害の問題に焦点をあてている。介護サービス利用の阻害の観点から、現行介護保険法の施行以来これまで何がどのように研究され、どのような知見が蓄積されてきたのか、国内の研究動向を明らかにし、今後の研究に示唆を得ることを目的にした。

方法 論文検索システムによりキーワード検索が可能な論文を研究材料にした、研究論文の統計調査である。「高齢者」と「介護」のキーワードが登場する「高齢者・介護論文」を調査の母集団とした。この母集団から「阻害」のキーワードが登場する「阻害論文」を抽出し、阻害が発生した対象者、発生した阻害の原因を調査して年間発表件数を集計した。さらに今後の研究に示唆を得るため、研究分野を区分してどの分野の研究が進み、どの分野で研究が進んでいないのかを確認し、高齢者介護を阻害する問題について今後の研究課題を考察した。

結果 高齢者・介護論文の母集団が14,460件、阻害論文が74件であった。母集団は2000年介護保険法の施行後の6年間4,247件から、2006年以降の12年間10,213件へと論文の蓄積が拡大するなか、阻害論文も16件から58件へと拡大した。阻害論文の割合は有意に増加している。しかし研究分野別に比較すると、医療・保健の分野の有意な増加に支えられた結果であり、介護・福祉の分野の研究は上げ止まりの状態である。医療・保健の分野で阻害の原因に関して利用者本人を原因とする研究が集中する一方、介護・福祉の分野では取り巻く環境を原因とする研究が多数を占めた。介護・福祉の分野での利用者本人を原因とする阻害の研究は、むしろ傾向として衰退に直面している。

結論 介護・福祉分野の研究母数は上げ止まり、介護・福祉の阻害論文は減少の傾向に直面している。とりわけ本人の意識に関わる研究の蓄積が進んでいない。主体的な生活を求める団塊の世代の介護需要拡大に備え、利用者本人の意識に着目したさらなる研究の取り組みが急務であろう。

キーワード 高齢者、介護サービス、阻害、自己決定、尊厳、パターンリズム

I はじめに

団塊の世代の介護需要増加に備え、病床機能分化や介護施設転換など効率的な体制整備による供給拡大の政策が2025年に向け進められている¹⁾。しかし将来の高齢者像として、個人重視の価値観や権利意識を持ち主体的な生活を求める傾向が強い「自らの価値観に基づいた自己決

定を主張する集団に変化する」との指摘がある²⁾。現在の高齢者とは異なる団塊の世代の高齢者像に注目し、介護の供給量だけでなく質的变化に備える必要がある。

現行介護保険法では第1条において、その目的として要介護者の尊厳を保持するとの理念が規定されているが、介護の現場では根強い問題が潜んでいることが先行研究^{3)~6)}で明らかにされている。安梅は高齢者虐待のテーマに関して、高齢者は自己主張すべきでないとする考え方が

* (株) 寺東エステイト代表取締役社長

高齢者自身にも存在し、そのうえで高齢者は家族の意見に従うものとする考えが、家族介護者に根強く存在することを指摘している。その結果高齢者の自己決定が重要であるものの、実態は家族の決定が優先されることを明らかにしている³⁾。水野は高齢者の判断能力のテーマに関して、自己決定を尊重したケアを目指すとする介護施設でも、「ほとんどは、『自由にさせること』と言う返答が返ってくる」ことを紹介している。このため「相手の能力をアセスメントするという発想は残念ながらないようである」と、介護現場の問題事例として日本老年学会で指摘している⁴⁾。松浦は介護施設入所者の意思決定支援に関して、「意思決定の支援は、権利問題としてではなく高齢者の参加と関与を促進する過程として把握されるのが妥当」ではないかと考察している⁵⁾。

高齢者の自己決定と尊厳保持を今後さらに徹底する必要があるものの、介護や医療などのサービス供給活動が、サービスを利用するクライアントの自己決定を支配・抑制するパターンリズムの介入行為となり、要介護高齢者の介護サービス利用が阻害される。

石川はパターンリズムのメカニズムを、「自律を抑圧すると否定的に集約されがちである」と指摘している⁶⁾。これら批判派の「自律原則」に対し、パターンリズムを正当化する基準として、本人の人生観やライフスタイルでの自律を吟味し抑圧を回避する、「自律を尊重するパターンリズム」が指向される傾向を明らかにしている⁶⁾。利用当事者に発生する阻害の実態を確認し、介護サービスとしての介入や干渉が利用者の「自律原則」の抑圧となることを回避する必要がある。

CiNii Articlesで「高齢者」と「介護」をキーワードにして検索すると、2017年11月の時点で14,460件の研究論文がヒットする。高齢者の介護を取り扱う研究論文は毎年多数発表されている。しかしさらに「阻害」で検索すると82件で、「阻害」のキーワードが登場する研究は0.51%と低率である。なお14,460件の母集団から、「パターンリズム」のキーワードでヒットする

研究は検索されない。

本研究の目的は、高齢者の虐待、判断能力、意思決定などそれぞれ個別テーマの先行研究で共通して指摘されている、介護サービス利用者の自律原則を抑圧する阻害の問題に焦点をあて、現行介護保険法の施行以来これまで何がどのように研究され、どのような知見が蓄積されてきたのか国内の研究動向を明らかにし、今後の研究に示唆を得ることとした。

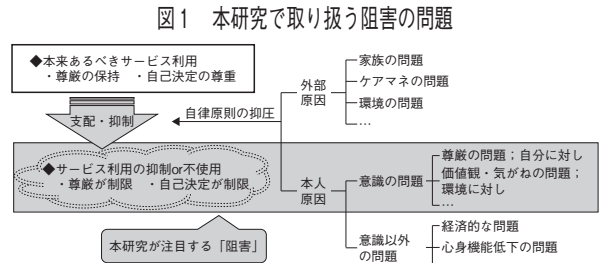
Ⅱ 方 法

本研究で利用した論文検索データベースはCiNii Articlesである。本研究に使用したデータは、情報・システム研究機構国立情報学研究所がインターネット上で公開している、2017年11月時点でアクセス可能なデータのみを利用しており、倫理的審査を必要としていない。

検索データベース選定のため、広範な研究分野をカバーするCiNii Articlesと、医療と看護に注力した医中誌を比較した。「高齢者」と「介護」のキーワードに「阻害」を加えて検索すると、医中誌ではCiNii Articlesより78件多い論文がヒットする。しかし69件は医療・保健の分野であり、介護・福祉の分野は9件である。このことより医中誌は医療・保健の研究をより手厚く収集したデータベースと考えられる。本研究では特定の研究分野に偏りのない広範な研究分野が等分に扱われていると考えられるデータベースとして、CiNii Articlesを利用することとした。

「阻害」のキーワードに関しては、サービス利用を「支配・抑制」あるいは「低下」するなどの用語を用いた文脈も考えられることから、これら用語で試験的な検索を行った。しかしヒットした論文は、権力や経済・遺伝子の「支配」、費用や予算の「抑制」、あるいは病理や健康の「低下」など、本研究が意図するサービス利用の「阻害」とは異なる文脈でこれらの用語を使う研究が大半を占めている。このことから、本研究では「阻害」をキーワードとして検索を進めることとした。

本研究で取り扱う「阻害」は図1に示すとおりである。サービス利用当事者に発生した阻害が、その原因が本人原因・外部原因を問わず、その及ぼす影響により本来あるべきサービス利用の自己決定が支配あるいは抑制され、サービス利用が低下あるいは停止する問題とした。



(1) 調査項目

1) 高齢者・介護論文

高齢者と介護の二つのキーワードが登場する論文をCinii Articlesにより検索し、「高齢者・介護論文」の発表年別の件数を調査した。なお論文件数は、1999年以前の介護保険法の「施行前」と2000年以降の「施行後」に区分した。さらに現行介護保険法下での動向確認のため2000～05年の6年を「施行Ⅰ期」とし、地域密着型サービスが導入された2006～17年の12年を「施行Ⅱ期」と分類した。なお施行Ⅱ期の前半6年を「施行Ⅱ-i期」、後半6年を「施行Ⅱ-ii期」に細分した。論文件数集計の時期区分は表1のとおりである。

2) 阻害論文

「高齢者・介護論文」の母集団から阻害のキーワードが登場する論文を抽出し、「阻害論文」の発表年別の件数を調査した。そのうえで抽出した阻害論文すべてについて、阻害のキーワードが登場する文脈を特定し、阻害の発生対象と原因および研究の分野を確認して表2の区分に従い分類した。なお研究分野の区分は、今後の研究に向け示唆を得て研究者の参考とするため、図2に示す流れに従い「介護・福祉」と「医療・保健」に分類した。

表2 研究内容の分類

研究内容	分類		
阻害の発生対象	当事者：利用者・患者本人	当事者以外：組織、職員など	
阻害の原因	本人原因(身体)：機能低下・痛みなど	本人原因(意識)：羞恥・遠慮など	外部原因(環境)：家族・職員・制度など
研究の分野	介護・福祉：介護給付・福祉施設など		医療・保健：診療報酬・医療機関など

表1 論文件数集計の時期区分

時期	～1999年	2000～05年	2006～11年	2012～17年
介護保険法	施行前	施行後：地域密着型サービス前	施行後：地域密着型サービス後	
集計区分	施行前	施行Ⅰ期	施行Ⅱ-i期	施行Ⅱ-ii期

3) 阻害論文の割合

阻害論文と非阻害論文の2つのカテゴリーに区分された年間発表件数データの比率について、施行Ⅰ期と施行Ⅱ-i期、施行Ⅱ-i期と施行Ⅱ-ii期のそれぞれの時期区分で比較して2項検定を行い、阻害論文が占める割合が両側検定5%水準で有意に変化したかどうかを確かめた。

(2) 分析方法

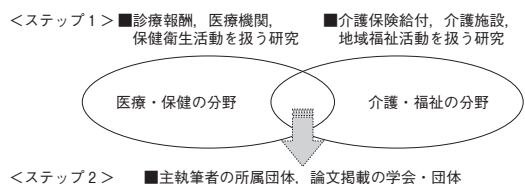
1) 記述統計

「高齢者・介護論文」と「阻害論文」の件数を発表年別に集計した。そのうえで論文件数を介護保険法の時期区分ごとに図表にまとめて比較を行った。なお第1ステップのスクリーニングとして、「阻害」のキーワードが阻害薬など名詞の一部として登場する論文を除外した。

2) 研究動向

阻害が発生した対象がサービス利用の当事者か当事者以外かを確認し、第2ステップのスクリーニングを行った。サービス利用者に焦点をあてるため、阻害の原因と研究分野の分析は当

図2 研究分野の分類の流れ



事者以外に発生した阻害を除外した。原因と研究分野の動向分析に取り上げた論文は63件である。本研究の研究材料である論文選定と分析の全体の過程は図3に示すとおりである。

Ⅲ 結 果

高齢者・介護論文の母集団は14,460件、母数

図3 研究材料の選定と分析の過程

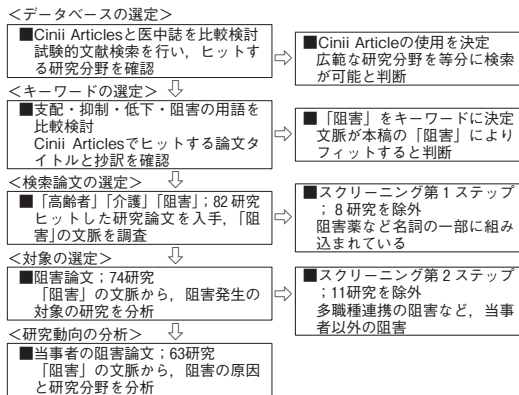


図4 研究論文の母数と阻害論文の年間発表件数の推移

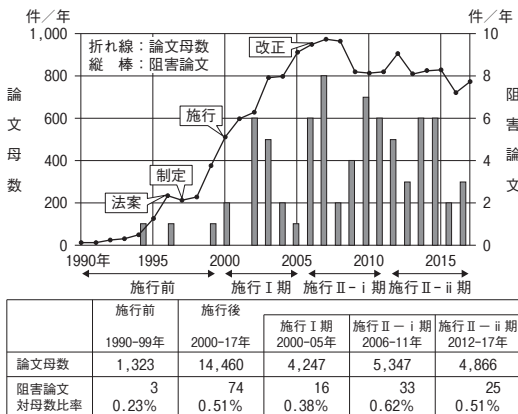


図5 阻害の発生対象と原因（時期区分比較）

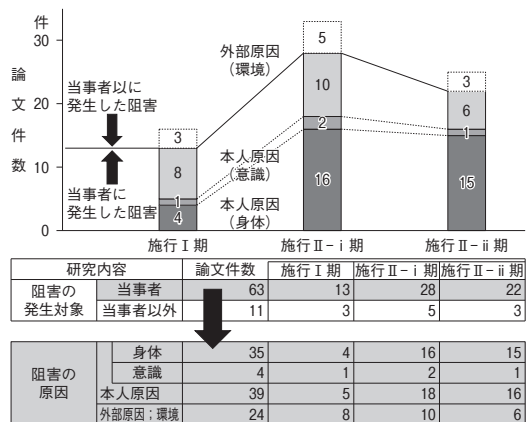


図6 阻害原因別の割合（研究分野別比較）

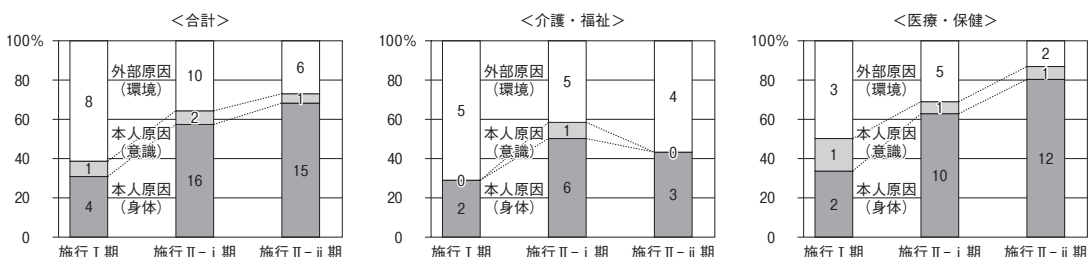
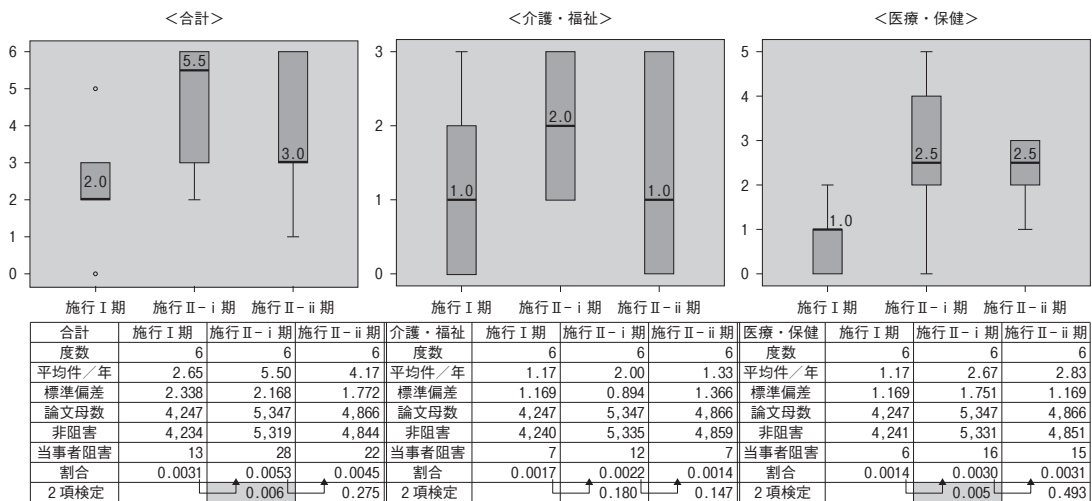


図7 年間発表件数（研究分野別比較）



注 2項検定：p<0.05（両側）

（2）阻害論文の研究内容

1）阻害の発生対象

阻害論文74件について「阻害」のキーワードが登場する文脈を調べ、介護サービス利用の当事者に発生した阻害の研究と、当事者以外に発生した阻害の研究に分類し、時期区分で比較して図5にまとめた。当事者が63件、当事者以外が11件であった。

当事者以外の11件はすべてが職員に発生した阻害の研究であった。具体的な研究内容は、職員の専門知識の問題や職場での情報問題が7件と多くを占め、職員の収入の問題が2件、職員のストレス・腰痛の問題が2件である。

2）当事者阻害の原因

当事者に発生した阻害63件の原因の内訳を図5下表に示した。利用当事者の身体および意識に関わる本人原因が39件、取り巻く環境に関わる外部原因が24件である。本研究で注目する本人原因の内訳は、身体の問題が35件、意識の問題が4件である。

本人原因39件を時期区分別に比較すると、施行Ⅰ期6年間の5件に対し、施行Ⅱ期12年間で34件と大半を占めている。一方外部原因24件は、施行Ⅰ期、Ⅱ-i期、Ⅱ-ii期がそれぞれ8件、10件、6件である。

3）研究分野別の動向

研究分野の動向は図6に示すとおり、本人原因の研究が占める割合は拡大する一方、外部原因の研究の割合は減少している。論文件数で比較すると、医療・保健で外部原因の件数が増加した結果であり、介護・福祉の件数は伸び悩んでいることが読み取れる。

年間発表件数の比較は図7に示すとおりである。全体では中央値、平均値ともに施行Ⅰ期に比べ、施行Ⅱ-i期とⅡ-ii期はそれぞれ増加している。しかし分野別に比較すると、増加が著しいのは医療・保健の分野である。阻害論文は施行Ⅰ期から施行Ⅱ-i期へと有意に増加している（ $p=0.006$ ）。しかし、研究分野別にみると介護・福祉では有意な増加は確認されず（ $p=0.180$ ）、医療・保健が有意に増加（ $p=0.005$ ）することで、研究全体の拡大を支える結果となった。介護・福祉では施行Ⅱ-i期で上げ止まり、施行Ⅱ-ii期では有意な変動は棄却されたものの、傾向として研究はむしろ衰退の局面に直面していることが示された。

Ⅳ 考 察

阻害論文は、高齢者・介護論文の研究母数の増加に加え、阻害の問題を扱う研究の比率が拡

大し、地域密着型サービス導入以降の施行Ⅱ期での年間件数が増加している。

阻害の原因に注目すると、施行Ⅰ期では介護サービスを提供する職員に発生した阻害の研究がより多く見られた。その後施行Ⅱ期ではサービスを利用する当事者に発生した阻害の本人原因、とりわけ身体機能の問題に起因する研究が進み、研究全体の拡大を支える結果となった。2000年に施行された介護保険法は、それ以前の公的介護が措置として受益者には選択余地のない行政処分から、被保険者の介護保険料負担と公費による社会保険へと、利用者がサービスを選択し契約する制度への転換であった。フォーマルに介護を担うことになった施設や職員、あるいはインフォーマルに介護を担ってきた地域や家族など、選択対象であるサービス提供者を対象にした研究が制度変更当初の施行Ⅰ期に進んだものと考えられる。

利用当事者を対象にした研究は、本人原因が施行Ⅰ期から施行Ⅱ-i期、Ⅱ-ii期を通して広がり、施行Ⅰ期・Ⅱ期を合わせた合計が39件と、外部原因の24件を上回る結果となった。施行Ⅰ期は介護保険制度の立ち上げと整備が進み、その後施行Ⅱ-i期、Ⅱ-ii期は地域密着型サービスが創設されサービス利用の普及が進んだ時期である。介護給付メニュー増加に合わせ、要介護高齢者の生活自立支援のため、身体機能にかかわる研究が進んだものと考えられる。しかし利用当事者に発生した阻害の研究は本人原因、とりわけ意識に関わる研究は介護保険法施行以来これまで合計4件と、研究の蓄積は進んでいないといえよう。

介護保険法の第1条では、その目的として「加齢に伴って生ずる心身の変化」により、継続して常時介護を要すると見込まれる要介護状態となった「これらの者が尊厳を保持し、…必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付」を行うこととしている。ここでは、「尊厳の保持」が介護保険法の理念として述べられているが、この理念は2000年施行当初から規定されていたものではない。この理念は、増加する「認知症高齢者や一人暮らし高齢者」に対応

するため、地域密着型サービスを創設⁷⁾すること等を内容とした2006年の改正により導入されたものである。一方、老人福祉法では第2条において、その基本的理念として、「豊富な知識と経験を有するものとして敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」と規定されている。老人は「敬愛される」存在とされているのに対し、2006年改正後の介護保険法において、要介護高齢者の尊厳の保持がその目的とされているのは、認知症などの自己主張の弱い「中重度者に対する支援」を念頭においてこの改正が行われたという経緯によるものである⁷⁾。

先行研究では、団塊の世代の高齢者像として「主体的な生活」を求める傾向が強くなり、「自らの価値観に基づいた自己決定を主張する集団に変化する」と指摘されている²⁾。一方で虐待、判断能力、意思決定などそれぞれ個別テーマの先行研究³⁾⁻⁵⁾で共通して介護の自己決定の問題が指摘されている。団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を控え、自己決定を主張するといわれる新しい利用者に発生する阻害について、本人の意識の関わりを明らかにすることで質的に介護サービス改善を検討することは、弱者保護の概念をさらにもう一歩先に進め単に弱者保護というだけでなく、むしろ個人の普遍的な権利として徹底する意義は大きいといえる。

阻害論文の研究の蓄積は進んだが、研究の分野別に比較すると医療・保健分野の本人原因の研究が進み、阻害論文全体の蓄積を支えた結果である。介護・福祉の分野では外部原因の阻害論文が過半を占め、年間発表件数でみると介護・福祉の分野では本人原因の研究の蓄積はむしろ伸び悩んでいることが本研究で確認されている。

社会福祉のソーシャルワーク活動は、「人びとがその環境と相互に影響しあう接点に介入する」ことが推奨されている⁸⁾。ソーシャルワーク専門職のグローバル定義では、「人々やさまざまな構造に働きかける」と定義されている⁸⁾。医療が病理の治療をめざしクライアントの問題に注目するのに対し、社会福祉の活動は歴史的

にクライアントの強みに着目し、環境に働きかける環境モデルの取り組みを重視している。本研究でも、医療・保健では身体機能に関わる本人原因の阻害の研究が進む一方、介護・福祉では取り巻く環境に注目した阻害の研究の比重が高く、介護・福祉の分野では本人原因の研究の蓄積は伸び悩んでいることが示された。

先行研究では高齢者の尊厳保持と自律原則の課題⁶⁾が指摘されている。「自らの価値観に基づいた自己決定を主張する」といわれている団塊の世代²⁾の介護需要に対して、2025年を目指した介護供給体制として、効率的な体制で供給量を拡大する政策が進められている今、高齢者・介護の研究母数の上げ止まりに拍車を加える形で介護・福祉の阻害研究は衰退の傾向に直面している。高齢者を取り巻く環境に関わる研究が進む一方で、介護サービス利用当事者の自己決定が支配・抑制される阻害の問題について、高齢者の意識に焦点をあてたさらなる研究の取り組みが急務であろう。

V おわりに

本研究では「阻害」のキーワードに着目し、そのキーワードが登場する文脈をたどり阻害の問題を区分して分析を進めた。その結果、阻害を扱う研究の蓄積は全体では進んだものの、介護・福祉の分野ではむしろ停滞し減少している動向を明らかにした。サービス供給サイドの課題として、パターンリズムの研究では当事者を支配・抑制する問題が指摘されている。しかしサービスを利用するサイドの課題として虐待、判断能力、意思決定など介護の個別問題をテーマにした研究でも、高齢者の参加と関与を阻害する問題が指摘されている。本研究では、特にサービス利用当事者の本人の意識に注目した阻害論文の蓄積が進んでいないことを示したことに意義があり、この分野での研究の蓄積が今後の課題である。

本研究の研究材料である阻害論文は、単一のCinii Articlesをデータベースとして検索し分析したものである。また検索キーワードも「阻

害」の単一のキーワードを使い、論文検索を行っている。このため国内の検索可能なすべての論文の調査・分析結果とはなっていない。しかし、試験的な検索を通して適切と考えられるデータベースとキーワードにより効率的に分析を進めた結果である。また研究動向についても、研究の蓄積が進んでいない課題分野を明らかにしたに過ぎない。身体機能など本人原因が当事者の意識を支配・抑制し、介護サービス利用の阻害の問題に至るメカニズムの一般化には触れていないところに、本研究の限界がある。

本研究では高齢者の尊厳保持や自律を支援するために、今後研究の蓄積が必要な分野を明らかにし、今後の研究に示唆を得ることができた。阻害要因が当事者の意識に及ぼすメカニズムについて、収集した研究素材の考察に記述された文脈の分析を別稿で予定している。

文 献

- 1) 内閣府ホームページ、平成29年第5回経済財政諮問会議 資料4（塩崎臨時議員提出資料）、予防・健康・医療・介護のガバナンス改革2017（<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2017/0412/agenda.html>）2017.10.2.
- 2) 佐々木千晶、今井幸充、高齢期の居住型ケアに対する在宅生活者の要望、社会福祉学 2005；46（2）：89-98.
- 3) 安梅勅江、鈴木英子、家族の介護意識と要介護者の自己決定阻害の関係に関する研究－高齢者虐待の予防に向けて－、厚生指標 2006；53（8）：25-33.
- 4) 水野裕、介護保険制度と老年精神医学、日本老年医学雑誌 2004；41（3）：286-8.
- 5) 松浦由紀子、森田愛子、藤原智恵子、他、生活の場所に関する高齢者の意思決定（第1報）－文献検討－、神戸市看護大学短期大学紀要 2002；21：115-24.
- 6) 石川時子、パターンリズムの概念とその正当化基準－『自律を尊重するパターンリズム』に着目して－、社会福祉学 2007；48（1）：5-16.
- 7) 厚生労働省ホームページ、新たなサービス体系の確立 住み慣れた地域での生活の継続、介護保険制度改革の概要（パンフレット） 2005；H18（3）：14-8（<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/0603/>）2017.10.2.
- 8) 日本社会福祉士会、ソーシャルワークのグローバル定義 注釈、日本社会福祉士会ニュース 2014；171（2014.6）：2-3.